



第45回定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）
場所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京 10階 瑞宝の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

□目次

第45回定時株主総会招集ご通知	1	事業報告	10
（株主総会参考書類）		連結計算書類	27
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	5	計算書類	29
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	7	監査報告書	31
		株主総会会場ご案内図	

・会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が導入され、当社では、本定時株主総会より、株主総会資料につき、書面での送付に代えてウェブサイトに掲載して提供する方法に変更いたしました。お手数ですが、本招集ご通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。

・書面交付請求をされていない株主様には、当社の業績情報の概要や決議事項の情報をお手元でもご確認いただけるサマリー版を送付させていただきました。

・書面交付請求をされた株主様には、株主総会資料を昨年同様に書面で送付させていただきます。次回以降の定時株主総会で郵送による株主総会資料の送付をご希望される株主様は、基準日（3月31日）までに書面交付請求のお手続きをお済ませください。

お手続きの詳細は、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行までお問い合わせください。

<書面交付請求手続き専用ダイヤル>

三井住友信託銀行株式会社 専用コールセンター 0120-533-600
担当者による対応 9:00~17:00（土日祝および12/31~1/3を除く）
自動音声での対応 24時間365日対応可能

証券コード 8275

2025年6月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号

株式
会社 **フォーバル**

代表取締役会長 大久保 秀夫

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.forval.co.jp>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆さまへ」「IRニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、三井住友信託銀行のウェブサイト、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル[®]）

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは
議決権行使
書用紙に
ございます

（同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フォーバル」又は「コード」に当社証券コード「8275」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月20日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京 10階 瑞宝の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第45期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、三井住友信託銀行ウェブサイト 株主総会ポータル[®]、東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「会社の体制および方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませ
すようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受
付にご提出ください。

日 時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示のう
え、ご返送ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、
議案の賛否をご入力くださ
い。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号: 00000000 議決権の数: 10 股

〇〇〇〇 印中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇〇

1. 議案番号

2. 議案名

3. 賛否

4. 備考

スマートフォン等
議決権行使
ウェブサイトに
ログイン後コード
〇〇〇〇〇〇〇〇

見本

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月19日(木) 18時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行
ウェブサポート専用ダイヤル



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	おおくぼ ひで お 大久保 秀 夫 (1954年10月2日生)	1980年9月 当社代表取締役社長 2005年6月 当社代表取締役会長兼社長 2010年6月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社エス・エヌ・ケー代表取締役社長	3,420,800株
	【選任理由】 大久保秀夫氏を取締役候補者とした理由は、当社を創業後8年2カ月という日本最 短記録で史上最年少の若さ（ともに当時）で株式公開し、現在上場会社3社を含む 企業グループに成長させた経験と実績に加え、幅広い人脈を有しており、引き続き 取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としており ます。		
2	なか じま まさ のり 中 島 将 典 (1964年4月15日生)	1987年4月 当社入社 1995年4月 当社OA営業本部長 1995年6月 当社取締役OA営業本部長 1998年6月 当社常務取締役営業本部長 2005年6月 当社取締役上席副社長 2007年7月 当社代表取締役副社長 2008年4月 当社代表取締役副社長兼事業推進 本部長 2010年6月 当社代表取締役社長（現任）	87,000株
	【選任理由】 中島将典氏を取締役候補者とした理由は、当社の営業本部長及び上場子会社の代表 取締役社長などを務めた後、当社の代表取締役社長として当社をはじめとしたグル ープ企業を管理・指導してきた豊富な経験と実績を有しており、引き続き取締役の 責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	たに い つよし 谷 井 剛 (1965年4月17日生)	1996年6月 株式会社フォーバルテレコム入社 2000年5月 同社管理本部長 2000年6月 同社取締役 2006年6月 同社常務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長 2022年4月 同社取締役（現任） 2022年4月 当社経営戦略本部長兼グループ開 発室長 2022年6月 当社常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社フォーバルテレコム取締役	7,000株
【選任理由】 谷井剛氏を取締役候補者とした理由は、当社の上場子会社の代表取締役社長やグループ企業の取締役を務め、グループ企業の経営をサポートしてきた経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。			
4	か とう こう じ 加 藤 康 二 (1959年3月10日生)	1996年2月 当社入社 2003年4月 当社経理部長 2005年4月 当社管理本部長 2006年6月 当社取締役管理本部長 2013年4月 当社取締役兼内部統制室長 2014年4月 当社常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社フォーバル・リアルストレート取締役	46,200株
【選任理由】 加藤康二氏を取締役候補者とした理由は、当社の経理・財務を主とした管理部門の責任者及び常務取締役として経営を支えてきた経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。			

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	すず き ひろ ゆき 鈴 木 弘 之 (1959年2月12日生)	2013年2月 当社入社 2013年4月 当社役員付担当部長 2018年4月 当社内部統制室長 2019年6月 当社取締役（常勤監査等委員） （現任）	1,600株
	【選任理由】 鈴木弘之氏を取締役候補者とした理由は、大手電機メーカーで、長年にわたり国内外の経理・財務業務に携わってきたことに加え、当社の内部統制部門の責任者として経営を支えてきた経験と実績を有し、監査等委員である取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。		
2	まつ ざか ゆう すけ 松 坂 祐 輔 (1954年1月7日生)	1981年10月 司法試験合格 1984年4月 弁護士登録（現在） 1987年4月 東京平河法律事務所入所（現在） 1994年6月 当社監査役 2015年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現任） （重要な兼職の状況） 東京平河法律事務所弁護士 株式会社アクセスグループ・ホールディングス社外監査役	一株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 松坂祐輔氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士として法的な専門知識と経験並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かし専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	お の た か ひろ 小 野 隆 弘 (1953年11月20日生)	1988年11月 税理士登録（現在） 1999年 5 月 大和証券SBCM株式会社（現大和証券株式会社）引受審査部長 2001年 1 月 中央青山監査法人 株式公開サポート室長 2001年 6 月 当社監査役 2008年 6 月 株式会社ウェブドゥジャパン （現クルーズ株式会社）監査役 2015年 6 月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 小野隆弘氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として専門知識と経験を有し、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松坂祐輔及び小野隆弘の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松坂祐輔氏及び小野隆弘氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。が両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。なお、両氏は、過去に業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 当社と鈴木弘之氏、松坂祐輔氏及び小野隆弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額（最低責任限度額）としており、三氏の再任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、松坂祐輔氏、小野隆弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

(本総会において第1号議案及び第2号議案が承認された場合)

当社は、経営理念や経営ビジョン、経営戦略を適切に遂行するという観点から、取締役会における充実した議論を通じた重要な業務執行に係る意思決定や適切な業務執行の監督・監査機能をバランスよく発揮することが必要であると考えております。

こうした観点から、当社の取締役会にとって必要と考える知識・経験・能力などのスキルを定義しました。

氏 名	企業経営	営業企画 (戦略)	グロー バル	法務 リスク管 理	財務 会計	人事 労務	ESG サステイナ ビリティ	監査 ガバナンス
大久保 秀夫	○		○				○	
中島 將典	○	○					○	
谷井 剛	○	○		○				
加藤 康二				○	○	○	○	
鈴木 弘之			○		○			○
※ 松坂 祐輔				○	○			○
※ 小野 隆弘				○	○			○

(注) ※印は、社外取締役（監査等委員）であります。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済が緩やかに成長する中で輸出や生産は横ばいで推移しました。一方、企業収益が改善する中、設備投資や雇用・所得環境は緩やかに改善し、個人消費は物価上昇の影響を受けつつも堅調に推移しました。

また、当社グループの事業領域である情報通信分野においては、クラウドやビッグデータ、IoT、AIなどを活用したサービスが拡大しています。

このような経営環境下、当社グループは「企業ドクター（次世代経営コンサルタント）」として企業経営を支援する集団となり、中小・小規模企業の利益に貢献することを目指し、「情報通信の知識・技術を駆使した経営コンサルティングサービス（情報通信）」、「海外マーケットを独自ノウハウで取り込む経営コンサルティングサービス（海外）」、「環境に配慮した最先端の経営コンサルティングサービス（環境）」、「次世代経営に必要な人材を育てる経営コンサルティングサービス（人材・教育）」、「企業のライフサイクルに対応した経営コンサルティングサービス（起業・事業承継）」の5分野において他社との差別化を図り、質の高いサービスを提供するためにM&Aも活用しながら事業の拡大に取り組んでいます。

現在は、国の「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」に則ってF-Japan戦略を推進し、骨太方針の中でも特に「グリーン」「デジタル」「活力ある地方創り」「少子化対策」に着目し、自治体・民間企業・教育機関・金融機関と連携し、地域経済活性化のためのDX促進に取り組んでいます。

地方自治体の運営を取り巻く環境は大きく変化しており、活力ある地方を取り戻すためには、地域の産業を復興し住民の生活の質を向上させ地域としての魅力を高めていく必要があります。そのためには、デジタルを活用した行政サービスを提供していくことが必須となっており、国もその実現に向けて全面的に支援しています。

当社グループが注力しているF-Japan戦略は日本全国でDX・GX人材を育て、その人材が地元経済を活性化させるという好循環が永続的な地方創生を実現するのに不可欠であると考えており、その実現に向けて各地方自治体における「DX・GX人材の育成」「DX・GX人材の就職・起業」「DX・GX人材による地域経済の活性化」の仕組みづくりを、デジタル人材を派遣し、現状や課題を可視化しながら伴走支援しています。

さらには、人材を費用・コストとして捉えるのではなく、その人が持つ能力やスキルを資本として捉え、その価値を最大限に引き出すことで企業価値の向上につなげる「人的資本経営」をはじめとした「ESG経営」が長期的な成長に欠かせない重要な要素となる中で、次世代型のデータ活用により新たな価値を共創する経営情報分析プラットフォーム「きづなPAARK」で財務や非財務などの経営情報を可視化しながら中小・小規模企業の「ESG経営」を伴走支援しています。

このような状況下、当連結会計年度における連結業績は、以下のようになりました。

中小・小規模企業や自治体におけるDX推進の機運の高まりを受けて可視化伴走型経営支援事業が堅調に推移したほか、電力サービスや太陽光システムの増加や、新たに連結に加わったグループ会社の寄与により、売上高は前期に比べ9,101百万円増加し、過去最高の72,629百万円（前期比14.3%増）となりました。

利益面では、売上総利益が前期に比べ2,787百万円増加（前期比12.4%増）したのに対し、販売費及び一般管理費は事業拡大に伴う人員増強や情報処理費、M&Aに伴う取得費用やのれんの償却費の増加等の影響があったものの前期に比べ2,282百万円増加（前期比11.9%増）にとどまった結果、営業利益は3,740百万円（前期比15.6%増）、経常利益は3,975百万円（前期比14.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は特別利益が前期に比べ405百万円減少した結果、2,168百万円（前期比7.8%増）となり、すべての利益が過去最高を更新しました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

<フォーバルビジネスグループ>

可視化伴走型経営支援事業が堅調に推移したほか、㈱エルコムなどのグループ会社や㈱Meisinなどの新たに連結されたグループ会社が寄与した結果、売上高は37,845百万円（前期比13.5%増）、セグメント利益は2,629百万円（前期比25.6%増）となりました。

＜フォーバルテレコムビジネスグループ＞

電力サービスが増加した結果、売上高は25,227百万円（前期比11.2%増）、セグメント利益は1,155百万円（前期比14.0%増）となりました。

＜総合環境コンサルティングビジネスグループ＞

自家消費ニーズの高まりを受けて太陽光システムが増加した結果、売上高は6,346百万円（前期比20.0%増）、一方で販管費の増加によりセグメント利益は73百万円（前期比14.4%減）となりました。

＜人的資本経営＞

㈱タニタヘルスリンクなどの新たに連結されたグループ会社が寄与した結果、売上高は3,209百万円（前期比45.2%増）、セミナーなどの教育事業が減少した結果、セグメント利益は284百万円（前期比7.2%減）となりました。

（２）資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

（３）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は789百万円であり、その主なものは、事務所設備及び備品等の購入254百万円及び、社内情報システムのソフトウェア等の購入535百万円であります。

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

（６）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年5月1日付で㈱タニタヘルスリンクの株式を51.6%を取得し、子会社としました。

当社が所有する子会社㈱フォーバルテレコム株式のうち、830,000株を2024年9月11日付で売却しております。

当社は、2024年5月24日付でエフピースステージ㈱の発行済株式の全てを取得し、100%子会社としました。

当社は、2024年7月付でE SECURITY SERVICES CO., LTD. の第三者割当増資を引受け、102,000株を取得しております。また、2024年12月13日付で111,800株を譲り受け、発行済株式の70%を取得しました。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第 42 期 (2022年 3 月)	第 43 期 (2023年 3 月)	第 44 期 (2024年 3 月)	第 45 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月)
売 上 高(千円)	51,535,268	59,538,921	63,527,988	72,629,302
経 常 利 益(千円)	2,855,164	2,717,340	3,459,189	3,975,611
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	1,836,843	1,679,450	2,011,061	2,168,441
1株当たり当期純利益 (円)	71.71	65.41	78.20	83.06
総 資 産(千円)	32,498,514	35,858,529	40,730,317	42,130,503
純 資 産(千円)	14,372,541	15,636,913	17,750,650	19,704,923
1株当たり純資産額 (円)	523.58	569.13	629.29	673.60

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第 42 期 (2022年 3 月)	第 43 期 (2023年 3 月)	第 44 期 (2024年 3 月)	第 45 期 (当事業年度) (2025年 3 月)
売 上 高(千円)	16,216,979	18,075,184	19,022,934	19,827,974
経 常 利 益(千円)	1,735,759	1,831,936	1,736,998	2,563,537
当 期 純 利 益(千円)	1,364,301	1,375,844	1,030,879	2,138,618
1株当たり当期純利益 (円)	53.26	53.59	40.09	81.92
総 資 産(千円)	21,938,407	23,434,550	24,209,148	25,385,144
純 資 産(千円)	15,081,914	15,860,673	16,559,006	17,472,440
1株当たり純資産額 (円)	588.33	616.9	632.07	670.87

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
㈱フォーバルテレコム	553,660千円	70.1%	法人向け通信サービス、ユーティリティ・ビジネス
㈱フォーバル・リアル ストレート	107,179千円	54.9%	不動産関連サービス、情報通信機器販売

4. 対処すべき課題

当社グループは「企業ドクター（次世代経営コンサルタント）」として企業経営を支援する集団となり、中小・小規模企業の利益に貢献することで顧客とのリレーションを強化し、ビジネスパートナーとしての確固たる地位を確立するとともに、ストック型の収益構造へとビジネスモデルの転換を図っております。

特に、「情報通信の知識・技術を駆使した経営コンサルティングサービス（情報通信）」、「海外マーケットを独自ノウハウで取り込む経営コンサルティングサービス（海外）」、「環境に配慮した最先端の経営コンサルティングサービス（環境）」、「次世代経営に必要な人材を育てる経営コンサルティングサービス（人材・教育）」、「企業のライフサイクルに対応した経営コンサルティングサービス（起業・事業承継）」の5分野において他社との差別化を図り、主に「売上拡大」「業務効率改善」「リスク回避」の視点から中小・小規模企業の利益に貢献することを目指しております。

現在は、国の「経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」に則ってF-Japan戦略を推進し、骨太方針の中でも特に「グリーン」「デジタル」「活力ある地方創り」「少子化対策」に着目し、自治体・民間企業・教育機関・金融機関と連携し、地域経済活性化のためのDX促進に取り組んでいます。

地方自治体の運営を取り巻く環境は大きく変化しており、活力ある地方を取り戻すためには、地域の産業を復興し住民の生活の質を向上させ地域としての魅力を高めていく必要があります。そのためには、デジタルを活用した行政サービスを提供していくことが必須となっており、国もその実現に向けて全面的に支援しています。

当社グループが注力しているF-Japan戦略は日本全国でDX・GX人材を育て、その人材が地元経済を活性化させるという好循環が持続的な地方創生を実現するのに不可欠であると考えており、その実現に向けて各地方自治体における「DX・GX人材の育成」「DX・GX人材の就職・起業」「D

「X・GX人材による地域経済の活性化」の仕組みづくりを、デジタル人材を派遣し、現状や課題を可視化しながら伴走支援しており、伴走支援するための人材の育成など事業基盤の強化にいかによりスピード感を持って取り組んでいけるのが当社グループの課題となっております。

5. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、主に当社と連結子会社27社等で構成され、中小・小規模法人様向けにOA・ネットワーク機器の販売、サービスの取次、及びコンサルティングサービス、VoIP・モバイル等の通信サービス、インターネット関連サービス、ユーティリティ・ビジネス、普通印刷、保険サービス、オール電化・エコ住宅設備・LED照明等の事業を行っております。

6. 主要な事業所（2025年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

事業所	所在地
本社	東京都渋谷区
首都圏支社	東京都目黒区
首都圏支社	東京都千代田区
首都圏支社	横浜市中区
関西支社	大阪市西区
中部支社	名古屋市中村区
九州支社	福岡市中央区
東北支社	仙台市青葉区
北海道支店	札幌市中央区
鹿児島コミュニケーションセンター	鹿児島県鹿児島市
佐賀コミュニケーションセンター	佐賀県佐賀市
北九州コミュニケーションセンター	北九州市小倉北区

②子会社

事業所	所在地
(株)フォーバルテレコム	東京都港区
(株)フォーバル・リアルストレート	東京都千代田区

7. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,424名	57名増

（注）使用人数は、就業人員（非常勤者を除く）数としております。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
776名	14名減	37.8歳	11.23年

（注）1．使用人数は、就業人員（非常勤者を除く）数としております。

2．就業人員には、関係会社等への出向者（245名）は含まれておりません。

8. 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
㈱ 千 葉 銀 行 （注）	1,820百万円
㈱ 日 本 政 策 金 融 公 庫 （注）	181百万円

（注）子会社㈱Meisinが借入を行っております。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 26,044,638株（自己株式1,687,984株を除く）
- ③ 株主数 4,023名
- ④ 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
有 限 会 社 エ ス ・ エ ヌ ・ ケ ー	6,936,600株	26.6%
大 久 保 秀 夫	3,420,800株	13.1%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	2,491,800株	9.5%
光 通 信 株 式 会 社	1,915,300株	7.3%
大 久 保 洋 子	1,570,000株	6.0%
フ ォ ー バ ル 社 員 持 株 会	1,095,317株	4.2%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	1,060,500株	4.0%
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	1,030,700株	3.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	690,000株	2.6%
鈴 木 竜 一 郎	488,040株	1.8%

（注）1. 当社は、自己株式を1,687,984株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（1,687,984株）を控除して計算しております。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

- (1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	大久保 秀 夫	(有)エス・エヌ・ケー代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	中 島 將 典	
常 務 取 締 役	谷 井 剛	(株)フォーパルテレコム取締役
常 務 取 締 役	加 藤 康 二	(株)フォーパル・リアルストレート取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	鈴 木 弘 之	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 坂 祐 輔	東京平河法律事務所弁護士 (株)アクセスグループ・ホールディングス社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 野 隆 弘	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松坂祐輔氏及び小野隆弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）鈴木弘之氏は、長年にわたり国内外の経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選任している理由は、社内の事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役（監査等委員）松坂祐輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に加え財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）小野隆弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役（監査等委員）松坂祐輔氏及び小野隆弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）鈴木弘之氏、社外取締役（監査等委員）松坂祐輔及び小野隆弘の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており

ます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額（最低責任限度額）としており、三氏の再任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であります。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役及び当社の子会社の取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補償するものであります。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

（４）取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬、決算賞与及び非金銭報酬としての株式報酬で構成しております。

取締役の賞与等を除く報酬の決定は株主総会において選任されたのちに取締役会決議により委嘱された代表取締役会長が従来定めている取締役の報酬基準額（取締役、各役付取締役別で範囲を設定）に基づき決定します。

また賞与は決算賞与額として決算計上され取締役会において承認された総額を取締役会決議により委嘱された代表取締役会長が個人別に決定しています。

b. 業績連動報酬等に関する方針

取締役及び従業員等に対し決算賞与制度を実施しており業績向上に応じて賞与原資を増加させる仕組みですが取締役個人に対して業績目標に応じた賞与を支給する制度は設定しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度をいち早く導入しております。株主総会の決定において本制度の上限は1億円以内、10万株以内としております。取締役の個人別の割当数は役付取締役別に設定することとし取締役会にて承認を受けます。

d. 報酬等の割合に関する方針

割合等に関しては設定しておりません。決算賞与はその性格上業績結果で決まるものであり事前に割合を決定することは困難で、またその結果決定した決算賞与の額に応じて月額報酬等を変更させる考え方はありません。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬は在任中に支給することを原則としており役員退職慰労金制度はありません。

譲渡制限付株式報酬に関しては一定の継続勤務期間、取締役等としての適格条件等を満たさなかった場合には交付した株式を会社が無償で取得することが可能です。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会から個人別取締役の報酬等（譲渡制限付株式報酬を除く）の内容につき委嘱された代表取締役会長大久保秀夫は会社全体の業績等と各個人が委嘱された職務を総合的に勘案し個人別報酬額を決定します。

g. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役会長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。当該方針は取締役会で決定されたものであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数
		基本報酬	決算賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	290,469	129,002	150,000	11,466	4名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21,201 (9,201)	21,201 (9,201)	— (—)	— (—)	3名 (2名)
合 計	311,670	150,204	150,000	11,466	7名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議（2015年6月19日）による役員報酬限度額は以下のとおりであります。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬年額 400,000千円以内
- 監査等委員である取締役の報酬年額 50,000千円以内
- なお、役員報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。
3. 株主総会決議（2016年6月24日）により、上記の報酬枠とは別枠で取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は年額100,000千円以内、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内としております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。
4. 決算賞与の額は当期において費用計上した額を記載しております。
5. 譲渡制限付株式報酬は、当期において費用計上した額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	会 社 名 等
取締役 (監査等委員)	松 坂 祐 輔	東 京 平 河 法 律 事 務 所 弁 護 士 (株)アクセスグループ・ホールディングス 社外監査役

(注) 当社と東京平河法律事務所との間には顧問契約を締結しております。

(株)アクセスグループ・ホールディングスと当社との間には特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	松坂 祐輔	当事業年度開催の取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小野 隆弘	当事業年度開催の取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席し、主に法令や定款の順守に係る見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。

④社外役員の当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	33,500千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条に基づく同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社である㈱ネットリソースマネジメントは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、管理体制に関する短期調査業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、太陽有限責任監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当による株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しておりますが、加えて今後の事業計画、財務状況等、中長期的観点から内部留保と安定した成果配分、双方のバランスにも配慮して配当金を決定しております。

当社は年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

このような方針の下、2025年3月期の決算の状況を総合的に判断し、今期の1株当たりの配当額を前期より2円増配し30円といたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

なお、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,565,996	流動負債	18,326,829
現金及び預金	11,408,399	支払手形及び買掛金	7,816,086
受取手形	127,705	短期借入金	1,325,384
売掛金	11,226,891	リース債務	318,062
契約資産	32,561	未払金	2,836,412
リース投資資産	1,033,286	未払費用	1,240,778
商品及び製品	1,082,171	未払法人税等	1,105,410
仕掛品	85,226	契約負債	487,857
原材料及び貯蔵品	356,918	賞与引当金	1,055,873
前払費用	1,117,825	役員賞与引当金	294,330
未収入金	1,900,515	その他の他	1,846,634
その他の他	389,788	固定負債	4,098,749
貸倒引当金	△195,293	長期借入金	935,454
固定資産	13,564,506	リース債務	147,000
有形固定資産	2,608,642	退職給付に係る負債	2,801,704
建物	1,019,862	役員退職慰労引当金	43,628
器具備品	271,298	持分法適用に伴う負債	28,265
リース資産	212,582	繰延税金負債	21,406
土地	1,028,731	その他の他	121,288
その他の他	76,167		
無形固定資産	4,106,531	負債合計	22,425,579
のれん	2,618,717	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,364,060	株主資本	17,454,664
ソフトウェア仮勘定	40,167	資本金	4,150,294
その他の他	83,586	資本剰余金	3,255,844
投資その他の資産	6,849,332	利益剰余金	11,160,609
投資有価証券	2,596,057	自己株式	△1,112,083
長期前払費用	664,732	その他の包括利益累計額	88,995
繰延税金資産	1,721,395	その他有価証券評価差額金	96,915
破産更生債権等	281,747	為替換算調整勘定	32,701
その他の他	1,933,537	退職給付に係る調整累計額	△40,620
貸倒引当金	△348,137	非支配株主持分	2,161,263
資産合計	42,130,503	純資産合計	19,704,923
		負債・純資産合計	42,130,503

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		72,629,302
売上原価		47,378,770
売上総利益		25,250,531
販売費及び一般管理費		21,510,130
営業利益		3,740,400
営業外収益		
受取利息	9,888	
受取配当金	14,147	
持分法による投資利益	119,954	
為替差益	23,379	
保険解約返戻金	70,715	
その他	89,615	327,701
営業外費用		
支払利息	57,264	
支払手数料	10,000	
その他	25,226	92,490
経常利益		3,975,611
特別利益		
固定資産売却益	1,214	
投資有価証券売却益	230,914	
その他	9,779	241,908
特別損失		
固定資産除売却損	22,139	
減損損失	94,820	
債権放棄損	37,424	
その他	7,194	161,579
税金等調整前当期純利益		4,055,940
法人税、住民税及び事業税	1,441,092	
法人税等調整額	191,560	1,632,652
当期純利益		2,423,287
非支配株主に帰属する当期純利益		254,846
親会社株主に帰属する当期純利益		2,168,441

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	8,879,287	流 動 負 債	5,599,952
現 金 及 び 預 金	3,360,890	買 掛 金	1,719,458
売 掛 金	3,028,915	未 払 金	1,379,613
商 品	152,439	未 払 費 用	638,883
貯 蔵 品	2,609	未 払 法 人 税 等	464,878
前 払 費 用	274,038	契 約 負 債	429,749
短 期 貸 付 金	517,386	前 受 金	62,732
未 収 入 金	1,264,530	賞 与 引 当 金	480,670
そ の 他	354,055	役 員 賞 与 引 当 金	150,000
貸 倒 引 当 金	△75,578	そ の 他	273,965
固 定 資 産	16,505,856	固 定 負 債	2,312,751
有 形 固 定 資 産	993,800	退 職 給 付 引 当 金	2,302,966
建 物	619,850	そ の 他	9,784
器 具 備 品	95,430	負 債 合 計	7,912,703
土 地	278,520	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	425,109	株 主 資 本	17,487,338
特 許 権	30,000	資 本 金	4,150,294
ソ フ ト ウ ェ ア	389,232	資 本 剰 余 金	3,145,688
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	4,745	資 本 準 備 金	17,205
そ の 他	1,130	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,128,482
投 資 そ の 他 の 資 産	15,086,947	利 益 剰 余 金	11,303,439
投 資 有 価 証 券	1,242,888	利 益 準 備 金	691,084
関 係 会 社 株 式	12,259,759	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,612,354
長 期 貸 付 金	85,618	繰 越 利 益 剰 余 金	10,612,354
繰 延 税 金 資 産	1,080,806	自 己 株 式	△1,112,083
破 産 更 生 債 権 等	71,271	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△14,898
そ の 他	530,646	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△14,898
貸 倒 引 当 金	△184,044	純 資 産 合 計	17,472,440
資 産 合 計	25,385,144	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,385,144

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,827,974
売 上 原 価		8,769,960
売 上 総 利 益		11,058,014
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,011,166
営 業 利 益		1,046,847
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,643	
受 取 配 当 金	1,416,417	
そ の 他	100,345	1,525,407
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,000	
そ の 他	1,717	8,717
経 常 利 益		2,563,537
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	54,656	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	224,653	279,309
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	8,309	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	142,000	
減 損 損 失	1,820	152,129
税 引 前 当 期 純 利 益		2,690,717
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	556,193	
法 人 税 等 調 整 額	△4,094	552,098
当 期 純 利 益		2,138,618

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社フォーバル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小 松 亮 一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 吹 上 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フォーバルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーバル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起する

こと、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社フォーバル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小 松 亮 一

公認会計士 吹 上 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーバルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社フォーバル 監査等委員会

常勤監査等委員 鈴木 弘 之

監査等委員 松坂 祐 輔

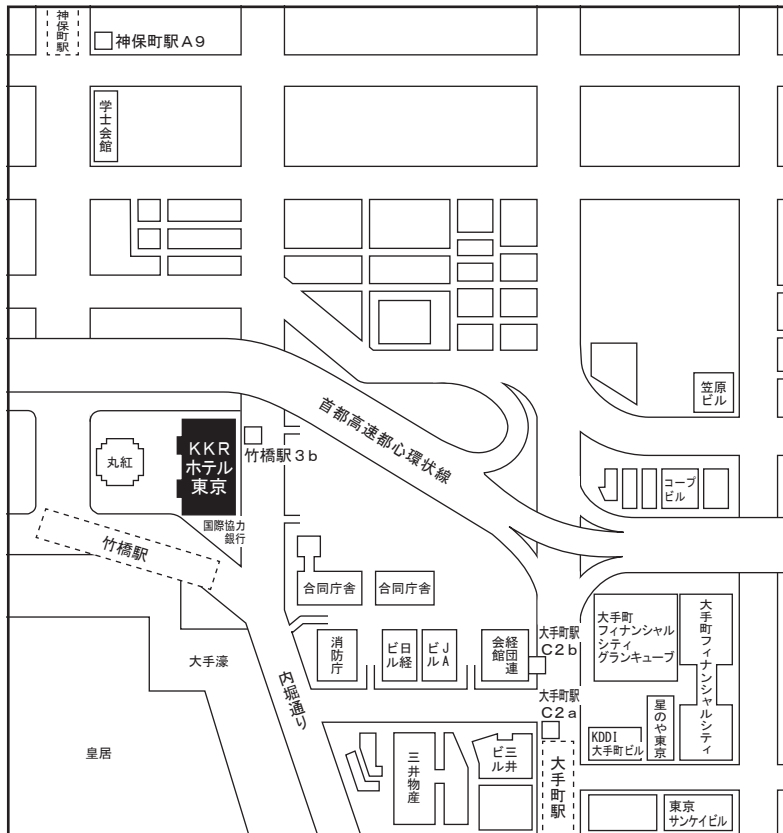
監査等委員 小野 隆 弘

(注) 監査等委員松坂祐輔及び監査等委員小野隆弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京 10階 「瑞宝の間」
電話 (03) 3287-2921



交通 地下鉄東西線竹橋駅下車（大手町駅寄改札から専用通路にて3b出口直結）
地下鉄千代田線大手町駅C2a出口・C2b出口、都営地下鉄線神保町駅A9出口よりそれぞれ徒歩5分